

平成28年度土地家屋調査士試験受験案内書

法 務 省

この試験は、土地家屋調査士法第6条の規定に基づいて行われるものです。詳細は、土地家屋調査士法、同法施行令及び同法施行規則を参照してください。

なお、この案内書の記載内容について不明な点がありましたら、§8の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課にお問い合わせください。

§1 受験資格

1. この試験は、年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができます。
2. 測量士、測量士補、一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者又は午前の部の試験について筆記試験に合格した者と同様以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験に合格した者を除く。以下「認定者」といいます。）は、その申請により午前の部の試験が免除されます。

§2 受験申請手続及び受付期間等

1. 受験申請書等用紙の請求先

- (1) §8の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課で交付を受けることができます。
- (2) 郵便により請求する場合には、封筒の表に「土地家屋調査士請求」と朱書きした上、返送用として郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(120円)を貼った角形2号(A4判)の郵便封筒を同封してください。

2. 提出書類等

- (1) 土地家屋調査士試験受験申請書(1)、同(2)、写真票及び筆記試験受験票
(注) 1. 氏名及び生年月日は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください(受験申請書(2)裏面の「記入に当たっての注意事項」参照)。
2. 下の(4)又は(5)の書面等を郵送で提出する場合は、筆記試験受験票(はがき)に郵便切手を貼る必要はありません。
3. 平成27年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者であって今回の筆記試験の免除を受けようとする受験者(以下「筆記試験免除申請者」といいます。)は、筆記試験受験票への記入は不要です。
- (2) 受験手数料8,300円(収入印紙で納付)
(注) 1. 収入印紙は、受験申請書(2)の所定の欄に貼り付けてください。
2. 受験手数料は、受験しなかった場合でも返還しません。
- (3) 写 真
脱帽して正面から上半身を写した背景のない写真(申請前3か月以内に撮影したもの。大きさ縦5cm、横5cm)を写真票の所定の欄に完全に貼り付けてください。
なお、受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真を貼り付けてください。
- (4) 午前の部の試験の免除を受けようとする受験者についてその資格を証する書面等
午前の部の試験の免除を受けようとする受験者は、その資格を証する書面の原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。
なお、郵送で提出する場合は郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(書留料金を含む。)を貼った原本返送用の封筒を一緒に提出してください。
(注) 1. 資格を証する書面とは、以下のものが該当します。
ア 測量士又は測量士補にあつては、登録済通知書、登録証書、試験合格証書、資格が認定される学校の卒業証明書及び成績証明書等
イ 一級建築士又は二級建築士にあつては、免許書、試験合格通知書等
ウ 認定者にあつては、認定通知書
エ 筆記試験に合格した者がその後に行われる午前の部の試験の免除を受けようとする場合にあつては、筆記試験合格通知書
2. 受験申請の受付期間内に申請をした受験者のうち、当該期間経過後に上記資格を取得した者は、平成28年7月29日(金曜日)午後5時15分までに、その資格を証する書面を、既に交付を受けた受験票とともに、受験票の交付を受けた§8の表の管区法務局又は那覇地方法務局に提出して、午前の部の試験免除の取扱いを受けることができます。
これらの手続は郵送により行うこともできますが、郵送による場合には、7月29日までの消印のあるものに限りに受け付けます。
- (5) 筆記試験免除申請者についてその資格を証する書面等
筆記試験免除申請者は、平成27年度の筆記試験合格通知書原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。なお、郵送により提出する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(書留料金を含む。)を貼った原本返送用の封筒を一緒に提出してください。